特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事 務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人信州大学は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に 関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

国立大学法人信州大学

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務					
②事務の概要	国立大学法人信州大学が講師等に対し報酬等を支払った者から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成し、税務署及び市町村に提出する。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書の提出事務において個人番号を用いることとなる。					
③システムの名称	マイナンバー管理プログラム					
2. 特定個人情報ファイル名	ž					
マイナンバー管理プログラム						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	· 担当部署					
①部署	財務部経理調達課					
②所属長の役職名	財務部経理調達課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	信州大学総務部総務課 電話:0263-37-2123 住所:長野県松本市旭3-1-1					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	信州大学総務部総務課 電話:0263-37-2123 住所:長野県松本市旭3-1-1					
9. 規則第9条第2項の適用	・ 用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年6月30日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年6月30日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評価	. —	西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	5්]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	o්ත්]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ットワークシステムを	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			፤接取得に限定し、取得・廃棄・削除に関する業務手順書を ⊅削除は複数人で確認・実施する体制を整えている。			

9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと表	デえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対しては、以下のとおり十分な安全管理措置を講じている。マイナンバー管理システムは完全なオフライン環境で運用しており、システム設置室はICカードによる入退室制御を実施し、履歴も記録されている。PCは施錠キャビネットに保管されており、業務担当者に対して個別のIDおよびパスワードを発行し、アクセス権限を厳格に管理している。データの滅失および毀損への備えとして、システム内データはUSBメモリにより定期的にバックアップを行っており、当該USBも施錠管理されている。					

変更箇所

変更日			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月31日	I 関連情報		行政手続きにおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	
令和5年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続きにおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	
令和7年10月1日	「I 関連情報」 9. 規則第9条第2項の適用		適用なし	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の一部改正に伴う 追加
令和7年10月1日	「IV リスク対策」8. 人手を介在させる作業		「Ⅳ リスク対策」8. に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則等の一部改正に伴う 追加
令和7年10月1日	「IV リスク対策」11. 最も優先度が高いと考えられる対策		「Ⅳ リスク対策」11. に記載のとおり	事後	「IV リスク対策」11. に記載 のとおり事後 特定個人情報保護評価に関 する規則等の一部改正に伴う 追加
	ļ.	ļ	!		+